

## 07. 39

産業技術力強化法の規定による研究開発型  
中小企業等を対象とした手数料等の軽減に  
ついて（特）

## 1. 軽減の要件と内容

## (1) 個人の場合（産業技術力強化法施行令6条1号、4号から6号まで）

次の中小企業要件及び研究開発要件を満たす個人（中小事業主）は、出願審査請求手数料及び第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（産業技術力強化法18条、産業技術力強化法施行令8条、10条）。

ア. 中小企業要件（従業員数が「表1」の数以下であること。）

「表1」

日本標準産業分類に基づく業種	従業員の数
製造業、建設業、運輸業他（以下の業種を除く。）	300人
小売業	50人
卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	100人
旅館業	200人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人

イ. 研究開発要件（以下のa. からf. までのいずれかを満たすこと）

- a. 申請書提出日の属する年の前年1年間（申請書提出日の属する月が1月～3月の場合は、前々年）における試験研究費及び開発費の合計額が、事業所得に係る総収入金額の3%を超えること。ただし、申請書提出日において事業を開始した日以後27月を経過せず、試験研究費率を算定できない場合は、本項前段に代えて次のii) を満たす必要がある。
- b. 常勤の研究者の数が2人以上であり、当該研究者の数が、事業主及び従業員の数の合計の1/10以上であること。
- c. その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第9項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）であって、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者であること。
- d. その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第2項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日か

ら2年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであって、当該経営革新のための事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること。

e. その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第12条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の成果に係るもの(当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであって、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業に該当する個人であること。

f. 旧創造法(平成17年4月に廃止となった中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法をいう。以下同じ。)に基づき認定された「認定研究開発等事業計画」に従って行われる研究開発等事業の成果に係る特許発明又は発明であって、当該研究開発等事業を行う中小企業者に該当する個人であること(産業技術力強化法施行令を改正する平成17年政令第153号附則第6条により引き続き軽減の対象となる。特許料の軽減期間については第1年分から第3年分までに限られる。)

(2) 会社の場合(産業技術力強化法施行令6条2号、4号から6号まで)

次の中小企業要件及び研究開発要件を満たす会社は、出願審査請求手数料及び第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される(産業技術力強化法18条、産業技術力強化法施行令8条、10条)。

ア. 中小企業要件(資本金若しくは出資の額が「表2」の額以下であること又は従業員数が「表1」の数以下であること。)

「表2」

日本標準産業分類に基づく業種	資本の額又は出資の総額
製造業、建設業、運輸業他(以下の業種を除く。)	3億円
小売業又はサービス業(ソフトウェア業又は情報処理サービス業を除く。)	5千万円
卸売業	1億円

イ. 研究開発要件(以下のa. からf. までのいずれかを満たすこと)

a. 申請書提出日の属する事業年度の前事業年度(申請書提出日が前事業年度経過後2月以内の場合は、前々事業年度)における試験研究費及び開発費の合計が、総収入金額から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額の3%を超えること。ただし、申請書提出日において設立の日以後26月を経過せず、試験研究費率を算定できない場合は、本項前段に代えて次のb. を満たす必要がある。

- b. 常勤の研究者の数が2人以上であり、当該研究者の数が、常勤の役員及び従業員の数の合計の1/10以上であること。
  - c. その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第9項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）であって、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者であること。
  - d. その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第2項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであって、当該経営革新のための事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること。
  - e. その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第12条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであって、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること。
  - f. 旧創造法に基づき認定された「認定研究開発等事業計画」に従って行われる研究開発等事業の成果に係る特許発明又は発明であって、当該研究開発等事業を行う中小企業者であること。また、当該特許発明又は発明は職務発明であってその職務発明を予約承継していることが必要となる（産業技術力強化法施行令を改正する平成17年政令第153号附則第6条により引き続き軽減の対象となる。特許料の軽減期間については第1年分から第3年分までに限られる。）。
- (3) 組合等<sup>注1</sup>の場合（産業技術力強化法施行令6条3号から6号まで）

以下のア. からカ. のいずれかの研究開発要件を満たす組合は、出願審査請求手数料及び第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（産業技術力強化法18条、産業技術力強化法施行令8条、10条）。

ア. 申請書提出日の属する事業年度の前事業年度（申請書提出日が前事業年度経過後2月以内の場合は、前々事業年度）における試験研究費及び開発費の合計が、総収入金額から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額の3%を超えること。ただし、申請書提出日において設立の日以後26月を経過せず、試験研究費率を算定できない場合は、本項前段に代えて次のイ. を満たす必要がある。

イ. 常勤の研究者の数が2人以上であり、当該研究者の数が、常勤の役員及

び従業員の数の合計の1/10以上であること。

- ウ. その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第9項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）であって、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者であること。
- エ. その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第2項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであって、当該経営革新のための事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること。
- オ. その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第12条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであって、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること。
- カ. 旧創造法に基づき認定された「認定研究開発等事業計画」に従って行われる研究開発等事業の成果に係る特許発明又は発明であって、当該研究開発等事業を行う中小企業者であること。また、当該特許発明又は発明は職務発明であってその職務発明を予約承継していることが必要となる（産業技術力強化法施行令を改正する平成17年政令第153号附則第6条により引き続き軽減の対象となる。特許料の軽減期間については第1年分から第3年分までに限られる。）。

## 2. 申請書に添付すべき証明書

軽減に係る申請書には、申請者が個人、会社、組合の別によりそれぞれ中小企業要件及び研究開発要件を満たすことを証明する書面（組合の場合は、研究開発要件のみ）を添付しなければならない<sup>注2</sup>。

### (1) 個人の場合

#### ア. 中小企業要件

従業員数を証明する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等）及び主たる事業を確認するための書類（自社のパンフレット等）

#### イ. 研究開発要件

- a. 前年（又は前々年）1年間の財務諸表等、試験研究費等比率を確認できる書類（税理士・公認会計士による証明書でも可）
- b. 事業開始日を証明する書面（事業開始届等）並びに常勤の研究者数及

び従業員数を確認できる書面（日本国内に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは営業所の所在地を有しない者における研究者数比率については、特許管理人による証明書によるものとする。）

- c. 交付された特定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面（補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が特定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面
- d. 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「経営革新計画」の写し及び承認書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであることを証明する書面
- e. 研究開発等事業計画の認定に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「認定書」の写し及び「異分野連携新事業分野開拓計画」の写し等）及びその申請に係る特許発明又は発明が認定事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであることを証明する書面
- f. 旧創造法に基づき認定された事業を行う者であることを証明する書面（「研究開発等事業計画」の写し及び認定書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が認定を受けた事業の成果に係るものであることを証明する書面

## （２）会社の場合

### ア. 中小企業要件

資本の額若しくは出資の総額を証明する書面（法人登記事項証明書）又は従業員数を証明する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等）及び主たる事業を確認できる書類（自社パンフレット等）

### イ. 研究開発要件

- a. 前事業年度（又は前々事業年度）の財務諸表等、試験研究費等比率を確認できる書類
- b. 設立年月日を証明する書面（法人登記事項証明書等）並びに常勤の研究者数、常勤の役員数及び従業員数を確認できる書面（日本国内に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは営業所の有しない者における従業員数比率については、特許管理人による証明書によるものとする。）
- c. 交付された特定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面（補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書又は委託契約書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が特定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面
- d. 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「経営革新計画」の写し及び承認書の写し）及びその申請に係る特許

発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであることを証明する書面

- e. 研究開発等事業計画の認定に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「認定書」の写し及び「異分野連携新事業分野開拓計画」の写し等）及びその申請に係る特許発明又は発明が認定事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであることを証明する書面
- f. 旧創造法に基づき認定された事業を行う者であることを証明する書面（「研究開発等事業計画」の写し及び認定書の写し）、その申請に係る特許発明又は発明が認定を受けた事業の成果に係るものであることを証明する書面、職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）、及び職務発明についてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定め書の写し

(3) 組合の場合

- ア. 前事業年度（又は前々事業年度）の財務諸表等、試験研究費等比率を確認できる書類
- イ. 設立年月日を証明する書面（法人登記事項証明書等）並びに常勤の研究者数、常勤の役員数及び従業員数を確認できる書面（日本国内に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは営業所の有しない者における従業員数比率については、特許管理人による証明書によるものとする。）
- ウ. 交付された特定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面（補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書又は委託契約書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が特定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面
- エ. 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「経営革新計画」の写し及び承認書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであることを証明する書面
- オ. 研究開発等事業計画の認定に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「認定書」の写し及び「異分野連携新事業分野開拓計画」の写し等）及びその申請に係る特許発明又は発明が認定事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであることを証明する書面
- カ. 旧創造法に基づき認定された事業を行う者であることを証明する書面（「研究開発等事業計画」の写し及び認定書の写し）、その申請に係る特許発明又は発明が認定を受けた事業の成果に係るものであることを証明する書面、職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）、及び職

務発明についてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定めの写真

(新規平成25・6)

---

注<sup>1</sup> 組合等とは、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに技術研究組合（直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主、特定会社、企業組合又は協業組合であるものに限る。）をいう（産業技術力強化法施行令6条3号）。

注<sup>2</sup> 研究開発要件を満たす個人、会社、組合のうち、「試験研究費等比率」の要件に該当する場合の軽減申請については、申請人が同一の場合に限り、一の書面で申請することができる。ただし、審査請求料の軽減申請と特許料とを一の書面で申請することはできない（産業技術力強化法施行規則1条の3第3項）。